

(1) 基本利用料金

<介護予防サービス>【月額】

(円)

介護認定 月額	要支援1	要支援2	備考
	2,268	4,228	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	176	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		8.6%	事業所が介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		8.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		6.6%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		5.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		2.8~7.6%	

(2) その他の加算

(円)

加算	料金		サービス内容
	回数	金額	
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	月額	562	リハビリ実施計画を作成する等、基準に従ってリハビリを実施し、利用者の機能向上を支援した場合。※加算開始月から6カ月以内に算定
			生活行為向上リハビリテーション実施後に通所リハビリテーションを継続利用した場合、1日につき所定単位数の85%で算定(実施終了月の翌月から6月まで)
栄養アセスメント加算	1回	50	栄養アセスメントを実施し、ご利用者、ご家族へ結果を説明し、相談等に櫃お湯に応じて対応している場合。
栄養改善加算	1回	200	低栄養状態の改善を目的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回	20	利用開始時及び6か月ごと口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回	5	栄養改善加算や口腔能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回	150	口腔機能の向上を目的として個別に指導される口腔清潔、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施を行った場合。(3月内、月2回まで)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回	160	口腔機能向上加算(Ⅰ)の内容に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合。
一体的サービス提供加算	1月	480	栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施しサービスの提供を受けた日に当該利用者へ栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのいずれかを行う日を月2回以上設けている場合
科学的介護推進体制加算	月額	40	厚生労働省へのデータ提出、および厚生労働省からのフィードバックの活用を行っている場合に算定。
長期減算(12カ月超)	要支援1	月額	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合。ただし、専門職によるリハビリ会議を定期的に行い、厚生労働省へのデータ提出を行っている場合は減算を行わない
	要支援2	月額	

(3) 実費【日額】

(円)

(円)

実費	昼食	587/食
	夕食	577/食
	日用品費	110

その他 実費	リハビリパンツ	199/枚
	オムツ(テープ)	166/枚
	パット	56/枚

※介護保険並びに加算料金表は1割。介護保険利用料は利用者負担割合(負担割合証)に応じた額をご負担いただきます。